

人権に関する市民意識調査について

1 調査の概要

- 【趣 旨】 市民の人権に関する意識等を調査し、今後、人権施策を推進するうえでの基礎資料とする。
- 【対 象】 市内に居住する20歳以上の市民3,000人（外国籍市民含む）
- 【方 法】 アンケート郵送形式、無記名（日本語のほか、外国籍市民には英語・中国語・ハンゲル語を送付）
- 【期 間】 10月中～下旬から2週間程度（一定期間後、督促状を送付）
- 【設問数】 回答者の負担を考慮し、概ね30問程度を予定

2 調査，設問設計に当たっての基本的な考え方（案）

(1) 人権施策を推進するうえでの基礎資料となる調査

特定の人権課題を解決するための事業を立案するために行う性格の調査ではなく、人権施策を推進するうえでの基礎的な資料となる総括的な調査とする（人権課題別の詳細な調査については、各人権課題所管課が分野別計画を策定する際等に実施している。）。

このため、基本的には定型的な設問を長期間行うことで、施策の実施や社会情勢等の変化とともに、市民の意識や関心の変化を把握することに重点を置く。

(2) 計画（施策）推進との整合性

京都市の人権施策は人権文化推進計画を中心に推進することから、本調査は、同計画の推進と一定の整合性を図るものとする。具体的には、第3章「施策の推進」に対応し、人権一般及び教育・啓発について（第3章の1）、女性、子どもなどの各人権課題について（第3章の2（第2章各人権課題に対応））、相談・救済（第3章の3）に分類し、調査を行う。

(3) 客観性の担保，向上

アンケート調査の設計に当たっては、外部の視点を加えることで、客観性が担保され向上する。このため、調査票の設計に当たっては、本市における人権施策の点検等を行う外部組織である人権文化推進懇話会から意見をいただき、客観性の担保，向上を図る。

3 調査の特徴

(1) ホームレスに関する質問を設定

女性や子どもなどの各人権課題については、人権上の問題とその解決策に関する質問を設定しており、人権文化推進計画においては、ホームレスを新たに重要課題の一つとして位置付けたことから、他の人権課題と同様に質問を設定している。

(2) 同和問題についてやや詳細な質問を設定

各人権課題に関する詳細な調査については、各人権課題所管課が分野別計画を策定する際などに実施している。重要課題の一つである同和問題は、人権文化推進課が所管課であることから、今回の調査機会を捉えて、少し踏み込んだ質問を設定している。

なお、本市では、昭和55年から5年毎に、同和問題に関する意識調査を実施し、平成12年度には人権全般に関する意識調査として実施した。

(3) 人権相談・救済に関する質問を設定

人権文化推進計画においては、人権相談・救済を大きな柱として位置付けていることから、人権侵害の経験や対処など、相談・救済に関する質問を設定している。

4 今後のスケジュール(案)

10月中～下旬	アンケート調査開始
11月～	調査票回収, 集計
12月～	分析等
18年1月	調査結果の公表